

監 第 190 号
令和5年12月25日

南陽市長 白岩孝夫様
南陽市議会議長 船山利美様
南陽市教育委員会教育長 長濱洋美様

南陽市監査委員 青木勲
南陽市監査委員 高橋篤

定例監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、教育委員会社会教育課の定例監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定例監査結果報告書

1 監査の対象

教育委員会社会教育課の令和5年4月1日から令和5年10月末までの財務事務及び関連事務事業の執行状況

2 監査の期日 令和5年12月25日

3 準拠基準 南陽市監査基準

4 監査の着眼点

監査の対象の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の結果

予算執行については計数上の誤りは認められず、事務事業の執行についてもおおむね良好と認められた。